

税務情報システム研修会 ～所得税・消費税編～



去る平成28年1月25日、近畿兵庫会研修室において、平成27年度税務情報システム研修会～所得税・消費税編～が開催されました！TKC近畿兵庫会中央支部の谷川盛彦先生を講師にお招きし、職員様に12名ご参加いただきました。



神戸中央支部 谷川 盛彦先生

TPS2000のシステム改正

I. マイナンバー制度への対応

II. 税法改正への対応(所得税・個人住民税関係)

1. 所得税率の改正
2. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設
3. 財産債務調書の提出制度の創設
4. 国外財産調書の様式改正
5. 雇用者給与等支給額増加の特別控除の改正
6. 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の改正
7. ふるさと寄附金の限度額の拡充
8. 公的年金等に係る改正
9. 給与所得の源泉徴収票の摘要欄の記載事項の改正
10. 所得税申告書等の様式改正
11. 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の改正

III. ProFIT等に寄せられた改善要望への対応

1. 住所変更時の税務署名変更・振替納税の口座振替依頼書に関するご注意メッセージ追加
2. 決算書科目対応の内訳(農業所得用の場合の5471と5472の対応科目)
3. 不動産収入内訳の入力画面の改善
4. 行移動機能の追加(①不動産収入内訳、②医療費、③所得の内訳)
5. 金額が0円の明細を印刷しない設定の追加(医療費、寄附金、所得の内訳)

金額が0円の明細を印刷しない設定の追加 (医療費、寄附金、所得の内訳)

5. 金額が0円の明細を印刷しない設定の追加(医療費、寄附金、所得の内訳)
その年分では金額0円だが、翌年分に明細の文字情報等引き継ぎたいため明細を削除したくない場合に、金額が0円の明細を印刷・電子申告しないように設定できるようになりました。
具体的には、次の画面に「0円明細除外」ボタンを設けて、設定できるようになりました。
・「S15 所得税ワーキングシートの入力」の「総合所得」「分離所得」「所得控除」の各タブ
・ 所得の内訳
・ 医療費の内訳
・ 寄附金の内訳



27年度の改正ポイント

<所得税法の改正>

1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設
2. 財産債務明細書の見直し
財産債務調書
3. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化
4. 金融・証券税制
未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置(ジュニアNISA)

27年度の改正ポイント

<消費税法の改正>

1. 消費税率引き上げ時期の延期
(1)平成29年4月1日に延期にともなう経過措置
①電気、ガス、水道水及び電気通信役務に関する経過措置
②資産貸付けに関する経過措置
③特定家庭用機器廃棄物再商品化について
④個人事業者の山林所得及び譲渡所得の起因となる資産の延払条件付譲渡の時期の特例を受ける場合における税率等にかんする経過措置
(2)輸出物品販売場制度の見直し
(3)国境越えた役務の提供等に対する消費税の課税の見直し

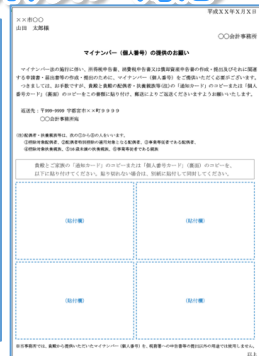
TPS2000(H27年版)でのマイナンバー対応

平成27年分確定申告のタイミングでマイナンバーを事前収集し、TPS2000に入力できます。〔2016年01月版〕で対応



納税者・扶養親族等

平成28年分の確定申告に備えて事前収集した納税者・扶養親族等のマイナンバーを入力できます。入力したマイナンバーは、平成28年分のTPS2000に引き継がれます。



財産債務調書の提出制度の創設

(1) 税法改正の内容

- ①財産及び債務の明細書の提出制度が見直され、財産債務調書の提出制度が創設されました。
※平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。
なお、個人番号の記載開始は、平成29年1月1日以後提出分からとなります。

提出基準	財産及び債務の明細書	財産債務調書
記載事項	財産の種類、数量及び価額、債務の金額	上記の財産の種類、数量及び価額、債務の金額(例：財産の所在、有価証券の銘柄等)
手続	所得税申告書に添付	所得税申告と別の法定資料の手続 ※翌年3月15日までに所轄税務署長に提出
超過申告加算税等の特例	なし	国外財産調書と同様の措置(所得税または相続税等の超過申告加算税等に加算する措置)。なお、不提出・記載不備に係る罰則はなし。

(2) システムの対応

財産債務調書は「S16 財産債務調書/国外財産調書の作成」で作成します。

